

尾張旭市選挙管理委員会（令和7年第6回）会議録

- 1 開催日時
令和7年7月19日（土）
開会 午前9時
閉会 午前9時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、係長 堺 和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第27号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消の取消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第6回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、在外選挙人名簿の登録の抹消の取消についての1議案でございます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 それでは、委員長申し上げます。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	それでは早速、「議題」に入らせていただきます。 第 2 7 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消の取消について」事務局より説明願います。
事務局	第 2 7 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消の取消について」説明させていただきます。 この案につきましては、公職選挙法第 3 0 条の 1 1 の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して 4 か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされていることから、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日開催の第 7 回選挙管理委員会において、第 2 0 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」にて議決をいただき、該当する 1 名を在外選挙人名簿から抹消しました。 しかしながら、平成 2 8 年法律第 9 4 号において、平成 3 0 年 6 月 1 日施行の在外選挙人名簿の登録制度の見直しに係る公職選挙法の一部改正が行われ、名簿登録地の市町村に一時帰国し、短期間で再出国した在外選挙人名簿登録者は、再度の登録申請が不要となったことから、当該 1 名が本来抹消されるべきではなかったことが判明したため、在外選挙人名簿からの登録の抹消を取り消すものでございます。 参考としまして、直前の 6 月 2 日時点の登録者数、現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、4 4 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。 説明は以上です。

委員長	では、第 2 7 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	質問等ないので、採決を取りたいと思います。第 2 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 7 号議案は可決されました。 本日の議題は、これで終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 参院選報告会について
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。